

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日：2017年3月11日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp 電話 080-4865-3159(稲垣)
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No.4



2009年1月1日
郡山海岸での初日の
出参拜で、餅を撒く
井戸川町長。

信じる県民を「騙してきた」こと
「騙されてきた」ことで
自分の持つ権利が二重に侵されている。

原告 井戸川克隆

コラム俺の話を聴け！「福島原発事故の病巣とは」井戸川克隆	p.2
「原発事故が拡大した原因をもっと多くの人に知ってもらいましょう」木村結	p.2
井戸川裁判(福島被ばく訴訟)第5回口頭弁論・報告集会 開催報告	p.3
「ただ、子を守る一人の母として」草野和美	p.5

コラム 俺の話を受け！ 福島原発事故の病巣とは 井戸川克隆

以下の表をみてください。

事故前に 騙した人々	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府 経済産業省、文部科学省、厚生労働省、外務省、防衛省 等 ・政界 ・学会 ・経団連 電産連複合体、東芝、日立、三菱、ゼネコン 等 ・電事連 東京電力・東北電力ほか、電中研 等 ・放影研等研究機関 ICRP、IAEA、UNSCEAR 等
事故後に 騙した人々	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府・福島県・県内各市町村 ・政界 ・医学界 ・被爆経験のない専門家集団 ・マスコミ
事故前も 事故後も 騙された人々	<ul style="list-style-type: none"> ・国民

この様なことは、ほとんどの国民は解っている。しかし、騙されないために備えている人は、ほとんどいない。驚くことに、世界最大の原発事故なのに、事故の再来に備えている人は僅かしかない。私の話を聞きたいと講演会に招いてくれた方々で、被害防止対策を備えているという人に出会ったことが無い。悲しい現実なのだ。

私はいつも反省を込めて現実を示し、話を聞いた方が同じ失敗を繰り返さないように丁寧に説明するが、その後、講演会場では、次の講演会は誰にしようかと話している。多くの講演会主催者たちは、開催することが目的で、話を聞いて自分たちの生き方を変え、あるいは対策を立てるためではないようだ。講演会の後の反省会では、いつも悲しい思いをして帰ってきている。私は講演会屋ではない。伝えに来ているのだといつも言葉にしているのだが、解ってもらえない非力さに悲しむことが多い。

私はこれまで、備えを大切に生きてきました。何よりも大切に生きてきたのは、信用でした。小さな会社を興し僅かな社員を雇用して、建設業を営んできました。東京で起業してみましたが、家督を継ぐ運命でしたのでやむなく田舎の双葉町に帰り、引き続き建設業を営みました。海から山までは12kmと小さな町ですので、地の利を生かすことに主眼を置き、過大な宣伝をしないで口コミで広がるようしました。ここで大事な事は、嘘はつかない、良い仕事をする、信用を大事にすることです。それをモットーにしてきました。世間は見ています。よく見てい

ます。静かに広がり、設備屋として双葉町のNo.1のシェアを持つことができました。そのあと双葉町長に転じて、塗炭の苦勞をすることになり、今の様になりました。

長い前置きになりましたが、原発事故の病巣を語ります。世界中の原発はもうすぐ終わります。人類を騙して一部の利益のために地球資源を乱獲し、人々を金で被ばく労働をさせ、利権屋たちが集まり国際機関というICRPやIAEAを作って、捏造したデータで安心させてきました。東電の原発事故は多くのウソで固められました。私は事故前の彼らの言葉と資料を見てきました。事故後にその資料と対比させるとウソだったことが証明できます。

東芝が原発事業で会社の存続がきわどいようですが、当然です。因果応報でしょう。昔の東芝は、神様のような方が社長でした。今はどうでしょう。社長の名前が浮かびません。昔は歴史に残る名社長がいました。今は迷社長が多いようです。その証拠に、臨時雇用者ばかりで、正社員を育てる力を有していません。これが病巣です。

いまや、我が国には大ボスがいまいません。原始的なボスは、金品や暴力・立場を使わないで、集団からの信頼を得て選ばれたものです。大ボスの条件は、自分に負けない強さと、集団を見渡して弱者や子供たちを中心において、外部の侵略や攻撃から防御ができることでした。

未曾有の原発事故が発生したことで、我が国には大ボスがいなかったことが、世界中に知られてしまいました。冷静に考察すると、事故発生以来今日まで、世界中から称賛されるような対応をとる「大人」がいらないことに気付いてください。

放射能が放出され続けているのに、悪意の第三者達に「健康に問題はない」と言わせ、避難の妨害をしているような偽ボスたちが、福島県を中心に存在しているのです。

この偽ボスたちには、今を取り繕っても被ばくの被害を回復させることは不可能です。したがって、住民の生命・財産を守るために選ばれた偽ボスたちは、為すべきことをしなかった「背任」で裁かれることになるでしょう。

福島の出来事は、世界中から注目されています。「原発が事故を起こしたら、事故隠しをしている福島のようにされてしまう。だったら、原発は止めよう」と思うようになってきています。

原発事故が拡大した原因をもっと 多くの人に知ってもらいましょう 木村結

井戸川裁判は、新しいスタートを切ることができました。支援者のひとりとして喜んでおります。

裁判が訴えること

この裁判が訴えることは、①国と東電の原発事故対策の無策と事故対応の失敗の責任を明らかにすること。そ

して②原発事故被害に対して賠償させることです。

①の対策という点では、既に東電社内で2008年3月18日、15.7mの津波を予測し、6月2日には、10mの防潮堤を設置する必要があると認識。しかし、7月31日、武藤栄副社長はお金がかかるという理由で(憶測ですが)、対策を講ずることなく先送りを決め、時間稼ぎをしていたことが明らかになっています。東電株主代表訴訟が論点整理のために作成したものに、裁判所と被告が加筆した事実経過表をご参照ください。

<<https://dl.dropboxusercontent.com/u/63381864/東電株主代表訴訟/160710/20160707.pdf>>

事故対応で新たに判ったこと

次に事故対応について触れてみたいと思います。昨年、科学ジャーナリスト賞を受賞された元原子力研究開発機構の田辺文也さんは、雑誌『世界』や『科学』で書かれていますのでお読みになった方も多いとは思いますが、新たに判ったことも含め書いてみます。

朝日新聞の二人の記者がスクープした「吉田白書」には、事故直後に聴取された吉田昌郎所長の生々しい述懐が記されていますが、田辺さんは東電や経産省の報告なども紐解き、いくつもの法令違反を指摘しています。

- ① 全電源喪失でシビアアクシデントだと思い込み、事象から対策を講ずる「手順書」に従わず、更に東電が対応したと発表していた「シビアアクシデント手順書」にすら従わず(最新情報)、場当たりの対応をした。
- ② 少なくとも2号機と3号機は、手順書を参照していれば、難しいながらも炉心溶融を回避できた可能性が高い。
- ③ 必要のない早期段階でのベント操作に固執し、放射能を大気中に大量放出させ、無用な放射線被ばくを引き起こした。

他にも多くの問題点を指摘していらっしゃるのですが、詳細は田辺さんの著作や論文を読んでいただきたいのですが、やはり一番の問題は、事故対応の最高責任者に、本来は保全担当である吉田昌郎氏がなってしまったこと。原発の所長が事故と同時に最高責任者に任命されるという仕組みが、悲劇の発端なのです。彼は専門家ではないのですから、最高責任者を他の方に代わるべきだったのです。彼を根性物語のヒーローにして事故の本質を隠すことはもうできません。

事故から6年、東電とのいくつもの裁判の過程で、多くの真実が見えてきています。それらをつなぎ合わせ、弁護団とも協力して勝利を勝ち取りましょう。

情報戦で負けないように

最後に支援者のみなさまにお願いがあります。Twitterなどで被ばく情報をつぶやくと、自民党ネットサポーターなどネトウヨ(ネット右翼)と呼ばれる人たちが、そして政府の福島復興に惑わされている人びとから集中攻撃されます。若い世代はネットからの情報が情報収集の中心です。もっと真実を知る人びとが、ネットを使い情報を拡散しなければ、私たちは情報戦で負けてしまいます。

マスコミには、特に被ばく情報は流れません。Twitterには一人ひとりが情報発信できる強みがあります。是非Twitterを始めて情報拡散にご協力ください。今年の元旦、84歳の仲代達也さんもTwitterを開始し、連日日々のことをつぶやいています。みなさまも是非新しいことにチャレンジしましょう。

(井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会共同代表)

井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 第5回口頭弁論/報告集会

口頭弁論報告

2017年1月18日(水)、快晴ながら寒さの厳しい朝、東京地裁前で、私たち20人ほどの支援者が、裁判の傍聴と支援を訴えた。「民をだまし大地と海を汚した東電と政府の責任を問う」と書かれた、緑と黄色の色鮮やかな2本の幟と横断幕は、私たちの前を足早に歩き過ぎる通勤の人々の心にも響くものがあると思えた。

第5回口頭弁論は、第103号法廷で女性裁判長のもと10時に開廷。傍聴席は8割がた埋まり、この裁判への関心の高さが感じられた。

弁論は、古川元晴弁護士率いる新弁護団の若手弁護士2人が原告訴訟因を補助する、第8、第9準備書面の要旨を読み上げる形で進められた。内容は高度な法律論で、一般の私たちには理解の難しいものであったが、原告の井戸川さんの思いをくみ取ろうとしていることは受け取れた。

今回の弁論は、法律自体が主権者である私たちの権利を守るものになっているかどうかまで問う、踏み込んだ主張になっており、裁判の今後の展開に期待が持てる、意義深いものであった。(吉田俊一郎 三芳町在住 世話人)

第8準備書面概要 *別紙「第8準備書面要旨」参照

第1 はじめに：原告は、被告東電に対し、原賠法(原子力損害の賠償に関する法律=原子力損害賠償法)3条1項に基づく請求と併せて、民法709条に基づく損害賠償請求をしている。これに対し被告東電は、原賠法によって民法の適用は排除され、東電の故意・過失の審理は不要と主張。そこで本書面では、原告の東電に対する請求が、原賠法、民法いずれに基づくにせよ原発事故に関する東電の故意・過失の有無及び程度の審理は不可欠であり、これを許さないとするは憲法14条違反であることを「第2」で、東電の過失責任を原賠法3条1項、民法709条いずれにおいても主張できることを「第3」で再反論する。

第2 1. 被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は不可欠：(1)不法行為に基づく慰謝料請求事件において、原告の損害額算定に当たり、加害者の故意または過失の種類やその程度が斟酌されるというのが判例及び通

説であり、(2)その審理は必要不可欠である。(3)東電は「故意過失責任」を否定しているが、国会事故調によって本原発事故は「人災」と厳しく批判されている。

2. 憲法14条違反であることについて：(1)民法において「故意過失責任」を排除し不問に付すような特則まで置いた特別法は存在しない。(2)これは加害者を不当に優遇することになっても被害者保護の目的には明らかに反している。(3)本事故が原発事故であることを理由にその被害者に限って加害者の「故意過失責任」が問えないという解釈は、他の事故に比べて原発事故被害者を不当に差別する事になり、法の下での平等を定めた憲法14条違反である。

第3 1. 原賠法3条1項の解釈：(1)「異常に巨大な天災地変または社会的動乱」による場合を除き、無限定に「損害を賠償する責めに任ずる」と規定するのみで、「故意過失」を排除して「無過失責任」に限定する規定は全くない。(2)また原賠法5条1項では、「故意」という用語で責任要件を規定しているので、同法3条に「故意過失」という責任要件が含まれることを前提に規定、と解釈できる。(3)よって東電の「故意過失責任」を原賠法3条1項により主張できる。2. 東電が引用する裁判例との整合性においても、3. 東電が引用する行政解釈においても、原賠法3条1項による過失責任を主張できる。

第4 総括：被告東電は、本件訴訟の重大な争点の一つである地震及び津波の予見可能性等の事項につき、自らの「無過失責任」の主張を前提として、原告の正当な「過失責任」の主張を封じるために理不尽な反論を展開している。

(佐尾和子 川崎市在住 世話人)

第9準備書面概要 *別紙「第9準備書面要旨」参照

第1 被告国の主張(反論)の概要

原告は、被告国は事故発生原因と同程度の大津波が福島第一原発を襲来することが予見できたにもかかわらず、事業者(被告東電)に対する規制権限(電業法40条に基づく技術基準適合命令)を行使せず、本件事故を回避できなかったと主張。これに対し被告国は、事故当時の原子力規制の法体制が前段・後段という段階的安全規制の構造だったため発令できなかったと反論。

第2 原告の主張(再反論)の概要

1. 再反論の目的は、被告国の上記反論が原子炉規制に関する法体系や伊方原発訴訟最判の判断に反するため。
2. 原子炉規制の法体系に関する再反論 (1)実用発電用原子炉の安全規制に関しては、炉規法が特別法として、電業法が一般法として適用される。(2)電業法の規制は、①事業用電気工作物の規制は技術基準適合命令(39条)を全段階で適用すべきとしている。②内容も、「基本設計と基本的設計方針の安全性に関わる事項」を具体的な「技術基準を設け」示している。③炉規法(23条 原子炉の設置許可規定、24条 許可基準規定)は、電業法の規制をより厳しくする目的で付加的に設けられたもので、

電業法の技術基準の規制が全段階に適用されることを排除するものではない。(3)炉規法の規制に関する伊方原発訴訟最判：①国の規制が、前段・後段の規制如何にかかわらず、高度な最新の科学的水準で万全を期すべきことを判示。②後段の原子炉施設の安全性審査も、行政庁が最新の科学技術的知見での多重的審査により安全確保を徹底することが当然の前提であると解すべき。(4)平成24年炉規法改正との関係：被告国は、基本設計に係る原子炉設置許可基準の改正は、許可済の施設にも遡り適用されると主張。しかし、この改正は、許可主体が経産大臣から原子力規制委員会に変わり、かつ、設置許可審査指針類が旧原子力安全委員会における単なる意見聴取から、法令「原子力規制委員会の定める規制」に替わったための改正であり、これを理由とすることは改正の意義にそぐわない。

3. 総括：被告国の反論は全て失当であり、事故前から長年にわたる事業者被告東電等に対する誤った指導監督が、事故発生を未然に防げなかった要因とは無関係ではない。

(篠崎幸恵 さいたま市在住 世話人)

報告集会

口頭弁論閉廷後、12時30分から参議院第二議員会館にて、川根眞也共同代表の進行で報告集会が開かれた。

◆開会挨拶：亀屋幸子共同代表「中間貯蔵施設の建設が、地権者と話し合えないうちに大熊町・双葉町に決まった。環境省とは会いたくないし、印鑑を押す気もない。議員に会ってどんな経緯で決まったのかと尋ねても、時間がないからと逃げられた。これから私たちは誰を頼りに、誰に訴えたら良いのか。井戸川さんが私たち町民のために裁判を起こしてくれたことが一番うれしい。これからも井戸川さん共々、裁判を勝ち取るまで頑張りましょう。」

◆口頭弁論の報告

(1)進行協議報告：古川史高弁護士「本日第8準備書面、第9準備書面を提出。次期期日は3月22日10時より103号法廷にて。以後3ヶ月に1回の口頭弁論期日を要請しており、年内を目処に原告としての主張を終了させたい。3月以降、7月12日または7月20日の予定。

(2)第8、第9準備書面の解説(別紙資料参照)：古川元晴弁護士「井戸川さんは、国・東電による国民不在の原発推進政策の結果、事故は起きたのではないかとの思いで、主権者としての権利を守る決意で裁判に臨んでいる。国民の権利を守るための法律をどう解釈するのか、主権者にとって「法はあるのだろうか」。民主主義国家としての成熟度は、「法のありなし」に関わっている。第8、第9準備書面では、外堀を埋めるように法の枠組みを見ていき、全体像を明らかにしていく方針である。

【第8準備書面について】国は、今回の事故に「原賠法」を適用し、「東電の過失による事故」とする根拠がない、即ち「無過失責任」として「民法」を排除し免責してしまっ

た。しかし我々は「過失責任がある」(民法709条)と主張。「無過失責任」が法の解釈として許されるのか。原発事故に限り「無過失責任」とし、原賠法、民法、どちらでも責任をとらないことは、憲法違反であると主張。

【第9準備書面について】国(規制庁)は、事業者に対してどのような規制権限を持ち、それが適切に行使されたか否かを問う。権限を行使しなかったから事故は起こったが、そんな権限はなかったと国は反論。規制＝国の責任である。国は本気で規制する気があったのか。第9準備書面ではこの理不尽さを追求し、どのような規制があるのか、安全確保の権限があるのにできないという根拠は何かを検証していく。(資料 第2「原子炉に関する規制の法体系」の表参照)国は、法令上の重要な規制権限を縮小解釈している。許可が適法かどうかとも問われる。どれほどの体力があれば、地震・津波を防ぐことができるのか。時代と共に科学技術は進歩し、新しい知見が出てくる。それでもそれ以前のもの古い規制を適用する。新しい知見による不測の事態には、旧法では対応できない。

◆挨拶：福島みずほ参議院議員(会場確保にご協力)

◆映画上映：『太陽が落ちた日～the Day the Sun Fell』アヤ・ドメーニグ監督 原爆投下、反核がテーマのドキュメンタリー映画。*同封資料参照

◆挨拶：兼岡敏二氏(映画提供、武蔵野市民学校自主上映活動)「私は被爆二世。父は原爆投下3日後に広島入りしたが、「自分は被爆者ではない」と、被爆手帳は受け取らなかった。内部被ばくのことを知り、父親は被爆者だと知った。私と映画の間には沢山の偶然が重なった。映画に登場する内田千寿子さんの娘さんは小学校の同級生。同じく甲斐等さんは、高校の後輩。彼はチェルノブイリ事故の被ばく者支援の会(ジュノーの会)を1988年に立ち上げ、広島の医師延べ200人をウクライナに送り、チェルノブイリの子供達や教師延べ70人を広島へ招いた。内田さんと甲斐さんは山代巴さんを通じて繋がっていた。福島の事故後は、広島一福島を内部被ばくで結んだ。映画を通じて、内部被ばくが人々の心にどのような影を落としているのか、考えてほしい」



◆原告 井戸川克隆氏 *別紙資料参照

昨年はいろいろあったが、今年は熱が入っている。今後に繋げる裁判にしたい。双葉を離れて6年目。被害は拡大し続けている。そろそろウソがはげってくる頃。如何なる根拠があって避難指示解除をし、住民支援の打ち切りができるのか。法的根拠を示してほしい。県庁のやっていることは、公務員職権乱用罪に相当し、県民への背任行為である。法を作らないという無法の壁がある。国

民と国は、債権者と債務者の関係。国民は債権者としての自覚を持つこと。いろいろな所に質問書を出した。「民を守れるか」と。県庁は避難訓練のマニュアルを本番で全て無視した。原子力安全保安院の担当者は、私の顔を見ると逃げる。被ばくに関しては保険が下りない。責任官庁が新賠償基準を作ってしまった。二重被害である。

私は双葉町住民を守るために2011年9月には、「仮の町構想」を出していた。当時、着の身着のまま避難してきたからすぐにお金がいる。双葉町条例を作って、町から1人3万円を貸すようにした。首長とは住民が言えないことを代理でいう存在。双葉からの避難のバスを官邸に横付けにしようかと思ったが、これだけの重大事故、よもや政府はウソはつくまい、信じようと自問自答して思いとどまったのは、大きな失敗だった。原発事故には永遠に終わりはない。今後、民は棄てられるから裁判を起こすだろう。今日の映画はショックだった。明日の自分達の姿だ。さらに東電・国の責任を問わなければと強く思った。肥田舜太郎さんに続く次世代に苦しみを伝える語り部になりたい。

◆閉会挨拶：川根真也共同代表「今年3月31日で自主避難者の住宅支援が打ち切られる。本来は各自治体が支援策を考えるべき。県民健康調査により、小児甲状腺ガンが183人。高濃度汚染地域に暮らしたためだ。双葉町では40歳以下の人には安定ヨウ素剤を飲ませた。甲状腺ガンは出ていない。県外ではスクリーニング検査は行っておらず、甲状腺に何らかの違和感があった者が検査を受けた結果、35人がガンで、検査も何もしていなかったから重症になっていた。問題はこれからだ」

(佐尾和子 川崎市在住 世話人、加須市在住 世話人)

ただ、子を守る一人の母として 草野和美

6年前の春、私は3歳の子を抱き、8歳の子の手を引いて、東京へ避難しました。避難元はいわき市、避難指示はありません。しかし、当時のいわき市は、北風が吹く度に、放射性物質が街を覆い、雨はそれを地面に沈着させていました。多くの母親達が、不完全な情報に振り回されつつ、被曝を避けるため、幼い子どもを抱き、全国各地へ避難しました。

「自主避難者」とされた私達

私達は強制的に避難させられたわけではありません。そのため、どんな理不尽があっても、しばしば自己責任論で片付けられる「自主避難者」とされています。自主避難を英語に直訳するとVoluntary evacuationとなりませんが、全く納得いきません。突然、放射性物質が降ってきて、自宅が街が、放射線管理区域以上に酷く汚染されてしまったせいで、必死に身を守るために、多くを失い

ながら逃げ出した状態を、政府の避難指示が無いというだけでvoluntaryなどと言われたくないのです。政府から見放され、賠償も無きに等しい中で、それでも必死に次世代を守らんと、命を懸けて避難をしているのが避難区域外からの避難者。そして今、その避難住宅までも政府によって追い出されるという究極の理不尽の中にある私達は、もはやAbandoned refugees(放棄された難民)とも言えるのではないのでしょうか。

自主避難者とされたせいで、私達は「勝手に逃げだした者」と差別され、傷つけられてきました。物乞い、復興の妨げ、歩く風評被害、税金の無駄遣い。あらゆる言葉が突き刺さりました。マスコミに悪意のデマを流されたり、子どもが学校でいじめられたり、本当に辛い6年間でした。避難者は、「貧乏で田舎者で可哀そうな人たち」でないと、しばしば眉をひそめられる。こんな避難生活が、楽であるはずありません。それでも私は、将来この国に生まれてくる子ども達の健康を守りたい。今、病気が出ているか否かよりむしろ、大切なのは将来の健康です。放射性物質が今も舞い飛んでいるのですから、母として、一人の大人として、そういったものから、子々孫々の遺伝子を守りたい。この涙と願いを国に届け、更に二度と同じ惨禍を招かぬために、私は福島原発被害東京訴訟の一人の原告として、司法の場で、国・東電を訴えることにしました。期日は21回を重ね、次回3月1日で本人尋問がひと段落し、証人尋問に入る予定です。提訴しては3年。毎回、支えてくださる皆さまの傍聴に励まされ、泣きながら震えながら、期日を重ねています。

今も変わらぬ汚染

今、いわき市にある私の家の周りには、事故前よりもたくさん素敵な家が建ち、人口も増えています。しかし我が家のベランダには、今でも1万ベクレル/kgを超える、汚染した土が飛んできて、そこに溜まります。また、同じ市内で測定された、掃除機の紙パックのゴミは、数千から数万ベクレル/kgの汚染があることがわかりました。普通に家の中の畳やカーペットを掃除したゴミが、数万ベクレ

ル/kgになってしまう。それが、私の避難元の現状です。国が黙殺する土の汚染。テレビに出ない現実の数値を知る私達は、とても子どもを連れて、そこに帰ることなどできません。国や県は、戻って普通に暮らせと言いますが、子どもが泥団子を作ったら、数万ベクレル/kgになってしまう場所で、どうやって普通に暮らせというのでしょうか。私達は、あの日、福島にいたというだけで、被曝を避ける権利を否定され、将来の健康を心配しながら、我慢して復興のために笑うことを強いられている様に思います。

迫る避難住宅提供打ち切り期限

避難住宅の提供期限も目前に迫りました。認知症の方、心身に病気を抱える方は、無理に転居させれば死んでしまうかもしれません。子どもも転校になれば、新たないじめが起きるかもしれません。避難者の命綱である避難住宅からの追い出し。そんな事態にならぬ様、私達は、ずっと政府と福島県に住宅提供を打ち切らない様、要望を出し続けてきました。三度に渡り提出してきた署名も、延べ10万筆を超えます。しかし、国も福島県も、一向に住宅提供打ち切りの方針を変更してくれません。今、私達は、とても不安な思いのまま、迫りくる期限に怯えています。

放射線被曝から免れ、健康を享受する権利は、人の命や健康に関わる最も大切な基本的人権だと思います。そして、住まいも又、人権です。それなのに、こんな人権を踏みにじるようなことが、国会の審議も経ずに、与党の一部と総理の決定だけで行われてしまうのは、あまりにも理不尽ではないのでしょうか。

でも、私達は孤独ではありません。今、全国各地で仲間達が声を上げています。沢山の涙と憤りと、そして祈り。原発事故に振り回され、今も元通りの生活に戻れない多くの仲間達と共に、健康と安全と当たり前の穏やかな生活を望む被害者の声は、今日も街に、法廷に響いています。私達は原発事故をなかったことにはさせません。命を、健康を、子ども達を、そしてこの国の将来を守りたい。その声を更に大きく拡げていきたいと思います。

(東京都在住 区域外避難者・福島原発被害東京訴訟原告)

ご案内

▼井戸川裁判(福島被ばく訴訟)

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

第6回口頭弁論期日

2017年 3月22日(水) 10時開廷

場 所：東京地方裁判所103号法廷(大法廷)

報告集会(閉廷後に開催します)

場 所：衆議院第二議員会館 多目的会議室

問合せ：080-4865-3159(事務局 稲垣)

第5回口頭弁論・報告会・講演・上申書資料については、下記HPをご覧ください。関連の訴訟団体のリンクもございます。

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 HP
<http://idogawasupport.sub.jp/index.html>

傍聴に来て
ください!

会員募集・寄付のお願い

現在、「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」の会員は319名です。(2016年12月現在)

ぜひお知り合いの方へお声をかけてください。会の案内リーフレットが必要な方は、必要部数を左記(問合せ)へご連絡くださればお送りいたします。また、寄付によるご支援も歓迎いたします。皆様のお力が原告の支えになります。何卒よろしく願いいたします。

入会を希望される方は、郵便振替用紙に以下の事項を記入の上、年会費1000円をお振込ください。

- ・通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など
- ・郵便番号・住所・氏名・電話番号・メールアドレス

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会